

## ○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 <b>事前対策</b> の充実	災害時の <b>応急活動</b> 対策
要配慮者等に対する対策	【所在情報の把握】	
	<p>○ 市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載します。</p> <p>○ 市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。</p> <p>○ 県は、保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、市町村と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。〔県民局〕</p> <p>○ 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。</p>	
	【避難誘導、搬送等】	
	<p>○ 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。</p>	

## ○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 <b>事前対策</b> の充実	災害時の <b>応急活動</b> 対策
	<p><b>【避難対策】</b></p> <p>○ 県及び市町村は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。〔県民局、保健福祉局〕</p> <p>○ 市町村は、あらかじめ避難所の指定にあたっては、高齢者・障害者等が必要な生活支援を受けられるなど安心して生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。</p> <p>○ 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。</p> <p>また県は、必要に応じて協定の促進に努めます。〔保健福祉局〕</p> <p>○ 県及び市町村は、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活を送れるよう配慮します。〔保健福祉局、県土整備局〕</p>	<p><b>【要配慮者への配慮】</b></p> <p>○ 県及び市町村は、避難誘導、指定避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては要配慮者に十分配慮します。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。</p> <p>○ 市町村は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。</p> <p>○ 市町村は、指定避難所の運営にあたって、高齢者、障害者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。</p> <p>○ 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、外国人に十分配慮します。</p> <p>○ 市町村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。</p>
	<p><b>【社会福祉施設等の対策】</b></p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。県は、必要な情報提供を行います。〔県民局、保健福祉局〕</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。</p> <p>○ 県は、県立社会福祉施設の耐震診断、耐震工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震化に対して財政的支援を行います。〔保健福祉局〕</p> <p>○ 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県や市町村との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。</p>	

## ○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 <b>事前対策</b> の充実	災害時の <b>応急活動</b> 対策
	<b>【医療体制の整備】</b>	
	○ 県は、人工透析患者等の要配慮者に、必要な医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。 [保健福祉局]	
	<b>【外国人への対応】</b>	
	○ 県は、外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。 [県民局] ○ 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方について、あらかじめ周知に努めます。 ○ 県は、外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。 [安全防災局、県民局]	